

令和6年度 いじめ防止リーフレット

～子どもが安心して生活するために～



いじめは、どの子にも、どこでも起こりえます。

「いじめはいけないことである」と、みんなで子どもたちに教えましょう。

そして、誰一人嫌な思いをせず、楽しく過ごせるよう見守りましょう。

また、子どもが出すSOSのサインを見逃さないようにしましょう。

いじめとは・・・

子ども（児童生徒）が、一定の人間関係（同じ学校、部活動、塾やスポーツクラブ等で何らかの人間関係がある）にある子どもに対し、**心理的**（冷やかし、からかい・悪口・いやなことを言う、きつい言い方をする、仲間外し、集団による無視、インターネットで誹謗中傷するなど）、**物理的**（わざとぶつかる、遊ぶふりをしてたたく、物を隠したり壊したりするなど）な行為をすることによって、その対象となった子どもがいやな思いをしたり、苦しんだり傷ついたりすること。

してはダメなこと、やさしく人と接することを 大人がしっかりと教えましょう！

こんな行為はダメ！

- ・人が嫌がることを言う
- ・仲間外しにする
- ・人の物を壊す、隠す、盗む
- ・人に暴力をふるう



チクチク言葉を言わない！

「ありがとう」と感謝の気持ちを伝えよう！



こんな偏見や差別はダメ！

- ・その人の姿や格好など
- ・趣味や苦手なことについて

優しく声をかけてあげよう！

- ・困っている人
- ・悩んでいる人
- ・一人でさみしい思いをしている人

インターネットの正しい使い方を理解させましょう

インターネットは、学習やコミュニケーションの手段として非常に便利なものです。

しかし、インターネットを使った誹謗中傷やいじめが、社会的にも問題になっています。インターネットは、使い方によって、自分の世界を広げるものにも、人の心を傷つけるものにもなります。

インターネットを利用する際のルールを作るなど、正しい使い方について親子で話をして、「我が家のルール」を作りましょう。また、保護者の責任のもと、フィルタリングを設定したり、子どものスマホの履歴を確認するなど見守りを行いましょう。

【SNS等、ネット上でのいじめやトラブルとなる行為】

- からかいや悪口、うその書き込み、SNS上での無視、特定の人をグループに入れない、グループを外す行為
- 個人が特定されることを公開する行為
- 本当のことであっても情報を拡散する行為



「あなたが大切」と子どもに語りかけましょう!

子どもたちが、自信をもって、
輝かしい未来に向かって歩いて
いけるよう、子どもと語り合う
時間を大切にしましょう。



子どもがいじめの 加害者にならないために!

【目指そうこんな子育て】

① 相手の気持ちを考えられる子どもを育てましょう。

相手の立場で物事を考えられる思いやりの心を育てましょう。自分の行っている行為が相手の立場に立つとどのように感じるのかを考えさせましょう。

② 過保護にならず子どもに忍耐力と自主性を身に付けさせましょう。

子どものためを考え、ダメなものはダメという子育てを行い、忍耐力を育みましょう。また、お手伝いや、地域行事へ積極的に参加させるなど子どもが自主的に考える活動を多く取り入れましょう。

③ 温かく見守り、安らげる家庭を作りましょう。

家の外で、つらいことやきついことがあっても、家庭の中で安らげる温かい家庭を作りましょう。

※長崎県では第3日曜日を標準として「家庭の日」に定めています。家族みんなで過ごしましょう。

④ 子どもの人権を尊重した子育てをしましょう。

子どもにも人権があります。一方的に命令をするのではなく、子どもの権利を尊重しながら子育てをしていきましょう。

⑤ 親も言行一致をめざしましょう。

子どもとの約束を守らない、気まぐれに叱って言動に一貫性がないなどは、子どもの情緒が不安定になり、他人を攻撃しやすくなるといわれています。



いじめを受けているときに出やすいサイン

家庭でチェックしてください。

- ☐ ため息をつくことが増える。
- ☐ 覇気がなく、ゆううつな表情をしている
- ☐ 体の不調を訴える。
- ☐ 朝、なかなか起きてこなくなる。
- ☐ 準備に時間がかかり、なかなか登校しない。
- ☐ 家にいる時間が増え、部屋に閉じこもりがちになる。
- ☐ 学校や友達の話をしなくなる。
- ☐ 家族にあたるが増える。
- ☐ 友達関係が変わる。
- ☐ 携帯のメール等の内容を気にするようになる。
- ☐ 金銭を頻繁にせびったり、持ち出したりする。
- ☐ 持ち物が、なくなったりこわれたりする。
- ☐ 学習意欲が低下する。
- ☐ 成績が急に下がる。



子どもや子どもの友達がいじめを受けていたら

子どもからしっかりと話を聞き、まずは
学校に相談しましょう。

学校には、先生たち以外にもスクール
カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、
心の教室相談員などの配置や派遣もあります。

また、学校以外に次の機関がありますので、
お悩みの方はお気軽にご相談ください。

児童生徒に配付されているタブレット
には直接相談先へのアクセス方法が
掲載されています。

Eduポータル「きらっ都 させぼ」内の
「おなやみそうだん」をご覧ください。

【学校以外の相談機関一覧】

名 称	対 応 時 間	電 話 番 号
24時間子供SOSダイヤル (文部科学省・都道府県教育委員会)	24時間	☎0120-0-78310
こどもの人権110番(法務局)	8:30~17:15 (平日のみ)	☎0120-007-110
ヤングテレホン(県警察本部少年課)	9:00~17:45 (平日のみ)	☎0120-786-714
佐世保テレホン児童相談室 (佐世保こども・女性・障害者支援センター)	9:00~17:00 (平日のみ)	☎23-1117
佐世保市青少年教育センター	8:30~17:15 (平日のみ)	☎22-0077
佐世保市教育委員会学校教育部学校教育課	8:30~17:15 (平日のみ)	☎24-1111
佐世保市教育センター	8:30~17:15 (平日のみ)	☎76-7331
佐世保市子ども子育て応援センター	8:30~17:15 (平日のみ)	☎25-9705